

小豆島町耐震改修促進計画について

小豆島町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を策定しました。

1. 基本的事項

○ 計画策定の背景

(1) 平成18年1月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正により、都道府県では耐震改修促進計画の策定が義務化され、香川県は平成19年3月に策定しています。小豆島町においても平成23年3月に策定いたしました。

その後、国は平成28年3月25日に国土交通省通知により平成32年までの住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を95%と設定した基本方針を示しました。この基本方針の改正内容をうけて、香川県が平成28年12月に香川県耐震改修促進計画（第2次計画）を策定しました。

そして、小豆島町においても国、県の基本方針の改正内容を踏まえ、また、小豆島町地域防災計画との整合を図り、後継計画となる小豆島町耐震改修促進計画（第2次計画）を平成29年11月に策定しました。

2. 建築物の耐震化の現状及び目標

○ 予想される南海地震の規模、想定される被害状況（小豆島町地域防災計画（地震対策編）より）

南海トラフ最大クラスの地震による最大震度予測	マグニチュード6強
建物倒壊による小豆島町内の予想死者数	40人
小豆島町内で全壊被害を受ける建物棟数	1,000棟

○ 耐震化の現状と目標の設定（平成27年度末を目標）

	H29 現状	H32 目標
【住宅】	57%	75%
【民間特定建築物】※1	63%	95%
【主に町民が利用する町有建築物】	94%	95%

※1 民間特定建築物とは「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第6条で用途と規模が定められた建築物

3. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

○ 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

(1) 建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。町はこうした所有者等の取組みをできる限り支援する観点

から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じる。

- ・重点的に耐震化すべき地域、地区の設定
- ・重点的に耐震化すべき建築物の設定

○ 耐震診断及び耐震改修の啓発並びに知識の普及

- ・相談体制の整備・情報の提供
- ・耐震化に関するパンフレット等の配布
- ・地震防災マップの作成・公表
- ・リフォームにあわせた耐震改修の誘導
- ・自治会組織、自主防災組織等との連携

○ 地震時の建築物の安全対策に関する事項

- ・地震に対する事前対策

○ 地震発生時に通行を確保すべき道路

- ・緊急輸送路の確保
- ・避難路の指定

4. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

○ 助成制度

- ・耐震対策支援制度の確立並びに周知

○ 融資制度・税制度

- ・耐震改修に関する融資制度の周知
- ・住宅に係る税制度の周知

5. 町有施設の耐震化に関する事項

○ 耐震化を図る建築物

- ・避難場所に指定されている施設
- ・要援護者施設

○ 耐震化に努める建築物

- ・特定建築物（耐震改修促進法第 6 条各号に規定する建築物）
- ・その他の町有施設